

書評

坂口一成 『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』

たかみざわ おさむ
高見澤 磨 (東京大学・東洋文化研究所)

序

本書は、中国において犯罪撲滅キャンペーンの際に裁判所もまたその主要な役割を担っていることに対する日本の法学者としての素朴な疑問を出発点としている。日本でも何らかの犯罪撲滅キャンペーンが展開されることはあるが、その際の主役となるのは警察・検察・関連する行政機関や自治体やその他の団体であって、裁判所は、その結果として起訴された事件を粛々と是々非々で扱うはずであるが、中国ではそれをはるかに超えて、「重く速く」（「はしがき」i頁以降、この訳語があげられている。原語は「従重従快」）扱うことでキャンペーンに参加している。本書は大きくⅠとⅡとに別れ、Ⅰでは、まずその態様を詳細に示し、Ⅱでは、なぜそのようであるのか、について考察している。

なお本書は、「あとがき」によれば、2006年3月に北海道大学より博士（法学）学位を授与された学位請求論文がもとになっており、その後、「現代中国における『司法』の構造——厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？——」（1）～（7・完）（『北大法学論集』57巻2号～58巻2号、2006～2007年）をもとに「中国における刑事裁判の枠割に関する一考察——権力にとっての裁判とは何か？」（鈴木敬夫先生古稀記念論文集『北東アジアにおける法治の現状と課題』成文堂、2008年）の内容も加えて、さらに各所に手を加えて成書したものである。上記連載論文に対しては、すでに赤城美恵子による書評が『社会体制と法』第9号（2008年）にある（このことについては、「あとがき」にも記載がある）。学位請求論文提出時期も記すべきであったろう。そのことによって著者が最も典型的に考察した時期のうちの最終期を知ることができるからである。

本書の構成は以下のとおりである。

はしがき

目次

凡例

1. はじめに

I 裁判の実像——厳打を素材に

2. 厳打前夜の治安状況と犯罪対策——「重く速く」の登場

3. 83年厳打

4. その後の厳打の展開
- II なぜ裁判が権力の道具となるのか？
5. 裁判統制システム
6. 裁判観
7. 裁判をめぐる政治と法

あとがき

索引

一 基本的問題設定について

上記の疑問に対する回答としては、かなりの程度その任務を果たしていると評価することができる。「I 裁判の実像」においては、1970年代末以降の「厳打」という表現で行われてきた対犯罪キャンペーンのあり様を実証的に説明することによりかなりの程度成功している。そこでは本評冒頭で述べたように、裁判所も「重く速く」という処理によって重要な役割を担ってきたことが示されている。この点での学界への貢献は極めて高く評価することができる。また、「II なぜ裁判が権力の道具となるのか？」においては、「5. 裁判統制システム」において、裁判官の人材・人事や裁判所の裁判業務統制の側面から「なぜ」に対する回答を行っている。裁判官は共産党の統制下に置かれ、裁判所も国家機構の中でその地位は必ずしも高くないことが示される。また、「6. 裁判観」においては、裁判所法・刑法・刑事訴訟法及び共産党の文件或共産党や最高人民裁判所の立場を示す文献から「党の指導」の具現化としての裁判実務が規範として期待されることが示される。「7. 裁判をめぐる政治と法」においては治安を維持し、大衆の正義感情を満足させることが共産党による統治の正統性の根拠となることと、「法の規範的な独自性」(373頁)が認められていないという法の本質に対する理解とから説明している。

「かなりの程度」と表現したのは、Iにおいて中国におけるあり様を示す部分が詳細で説得力があるからであり、他方で、IIにおいてなぜそのようなものであるのかを説明する部分がやや力不足だからである。

IIにおいて指摘されていることがらは基本的にはそのとおりではあるが、他面では以下のような疑問が発せられることになる。

第一に、5で示す裁判所及び裁判業務統制と6で示す党の指導の具現化としての裁判と7で示す「法の規範的な独自性」の欠如または著しい相対性は、同じことを別の面から述べたのであって、結局のところ共産党の指導という政治原則がなくなる限り変わらない、というように読者は理解してよいのか、あるいは、そこまでは言えず、たとえ党の指導の原則があっても司法の自律性は獲得可能なのか、この点を本書は明示していない。

第二に、裁判官の質が向上し、その人事管理にもかなりの専門性が必要となった場合にも党の指導が具体的な統制として及ぶのか、法曹独自の空間を形成するのか、についての言及がない。党の側でも専門家集団を持つことができるならば、いずれの可能性もある。9頁では政策の法に対する優位性を論じているが、その文脈では、「党の指導」の貫徹メカニズムが構造的に形成されている以上、裁判官の量・質は決定的な意味を持たないと考えられる」とする。

とすれば、回答は前者ということになろうか。しかし、一定の質を有する専門家が一定の数だけそろったときの「法曹」という社会グループ形成の可能性（政治や法の既存の構造を少しずつ崩す可能性を含めて）の有無については、もう少し考察してから否定しても遅くないように思われる。人類の歴史においては、先に法の政治に対する自立性や自律性の原則があったからそのようになったのではなく、法にたずさわる人々が少しずつ自分たちの障地を拡げてきたという側面もあるのではないか。

第三に、治安の維持が政権の統治の正統性にとって肝要であることは普遍的なことのようと思われる。この点での中国の独自性があるのか否かについての言及がない。

このような疑問を發されるにあたっては著者の不運もあろう。20世紀末までならば第一や第二の疑問は抽象的なものとどまったが、今世紀にはいつてからの作品なので、樂觀的には対処できないとしても、可能性としてはありうる時代になっているからである。

「本書は日本の法学者が慣れ親しんだ「法」とは異質の「法」のあり方を探求する作業」（「はしがき」ii頁）であるが、「日本法の現在地を知るための必須作業」（同）といいつつ、慣れ親しんだものへの疑問を提示するというよりもそれが素朴な前提となっているように思われる。しかし、司法の独立、裁判所の独立、裁判官の独立などは歴史的には自明のものではなく、それぞれの地域が歴史的に形成してきたものである。故に日本法の常識ならばこうなるはずなのに、なぜそうならないのか、ということは研究の出発点ではあるが、問題設定のためにはいくつかの手順が必要となるはずである。但し、この点については著者も課題としては自覚している。「7.4 残された課題」においては中国法制史の文脈からと旧ソ連由来の社会主義法から見る歴史的及び比較法的な検討が今後必要であることが述べられている。この点では、著者の今後の研究に期待したい。

法制史的側面においては、本書が「従重従快」を「重く速く」と訳することについて指摘すべきは、「従」の意味である。特段の字義上の解説は本書にはない。「より重く」「重めに」「より速く」「速めに」というほどの意味を込めていると考えられ、本書も58頁では「従軽」を「より軽くする」と説明している。152頁では「より重く」と説明している。そうであれば、何と比べて重く、あるいは速くということになるのか、ということになる。このことについては評者は「罪観念と制裁 中国におけるもめごとと裁きとから」（岩波書店、シリーズ世界史への問い、第5巻『規範と統合』、301-328頁、1990年6月5日）及びLegal Troubles and Their Resolution in China: the Interaction of Shuolizhe and Xinfuzhe, International Journal of Asian Studies, vol.3, part2, 2006, pp.239-254, Cambridge University Pressにおいて論じたことがある。中華人民共和国刑法には刑の幅が定められ、この点は固有法における律と異なる（この点については滋賀秀三「法制史の立場から見た現代中国の刑事立法 断想的所見」（初出は『法学協会百周年記念論文集 第一巻』有斐閣、1983年。その後、滋賀秀三『中国法制史論集 法典と刑罰』創文社、2003年に再録、を参照されたい）。しかし、刑法の条文自体や司法解釈などでさらに量刑基準を示し、量刑の幅を狭める傾向を見ることができる（このことは木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法入門』第5版、有斐閣、2009年、2677-268頁でも触れている）。この点では固有法の律と同じではないが、それへの傾きを見ることができる。精密な量刑へのこだわりは本書でも167-168頁で描かれている。故に「より重く」とは、もし「より重く」処罰すべき特段の事由が無い場合の基準よりも重く（但し、法定刑の範囲内で）、という意味になる。この意味合いを出すために

は「重く」という表現では出し切れないように思われる。あるいは「重く」とのみ表現するのならば、初出時に58頁のような説明があれば、よりわかりやすかった。

旧ソ連法との関係で言えば、ヴィシンスキー流の法概念の中国における継受や政治思想との関係にも触れるべきであった。「7.3 法の本質から」では、ラートブルフ・団藤・福島の所説を下敷きにした上で当代の中国の法学者の言説や法令などから法は統治の道具であるという議論に結びつけている。この部分はIが詳細な実証をとまなうのに比べると法思想・政治思想への言及としては、やや物足りない。

また、「法」の語で示されるものの本質が異なるということは社会主義法研究においてはすでに学界の到達点でもあるので、例えば11頁で「[法により]とは、「法の枠内で」と解するのが妥当であると考えられる」とするあたりで、先取的にそこをいう「法」の意義につき言及してもよかった。また法=道具観を示すものとしては、軍事情報というほどではないが、戦争言葉と連動していることなどは指摘してもよかったように思われる。いわゆる左翼言葉一般の傾向と言ってしまうまでもだが、83年厳打の紹介では、戦役、戦闘、打撃といった言葉が多用されている。このことでやや細かな疑問を呈すると、122頁で警察・検察・裁判所を砲兵・工兵・歩兵の分業にたとえて揶揄している論者の論（176頁にもある）を紹介して、「言い得て妙である」というが、どのあたりが「妙」（すばらしい）なのかがよくわからなかった。敵陣に打撃を与えるのが砲兵（警察）で、その後敵陣に迫るべく塹壕を掘り敵壘を崩すのが工兵（検察）で、最後に突撃し敵を降伏させるのが歩兵（裁判）というたとえであろうか。

二 その他の問題

本書は刑事裁判を対象とし、また、刑事罰の対象とならない場合でも治安管理处罰などの行政処罰となりうる場合についても言及している。しかし、何かの政策的キャンペーンの際に裁判所もまた動員されるのは民事においても同様である。故に、なぜ刑事裁判を軸に対象を選んだのか、民事裁判との差異は何かについても1において触れるべきであったろう。

表現上のことがらとしては以下の若干のことが気になった。

本書の数カ所で本書独自の違憲判断をしている部分があるが（例えば236頁）、こうした表現を用いるならば、条文を示すとともに、中国における議論（またはその不存在）も示すべきであろう。

87頁で1983年のハイジャック事件を紹介する際に「祖国を裏切り」とあるが、これは筆者の地の文であるので、やや踏み込んだ価値判断かと思われる。あるいは引用部分なのかもしれない。

カタカナ語が比較的多様され、日常用語として用いられたり、訳語として用いられたり、重要な説明の言葉とされている印象を受けた。好みの問題ではあるが、カタカナ語の場合にはそれなりの説明が必要であろう。例えば90-91頁では、(裁判所) スタッフ、(法) ニヒリズム、(「情勢の) ニーズ、イメージ、ポイントなどの言葉が見られる。

185頁で「刀把子」を「伝家の宝刀」と訳しているが、「刀把子」とは刀の柄が原義であり、他方「伝家の宝刀」とは代々家に伝わる名刀またはそうであるが故にめったに抜かない刀であるから、前者の意味で用いる場合には、必ずしも外的外れではないが、後者の意味もあり、かつ、厳打

の時期には抜きっぱなしだったのだから、訳語としてはやや不適切である。

199頁の引用文の訳で「俺たち」「お前ら」という訳語を用いているが、原語はとくにそれあたるものであったのか、とくにこうした訳語を用いる場合には原語も示すべきであろう。

206頁では厳打とともに「整治」の重要性も唱えられた旨の説明があるが、「整治」についての説明はない。205頁に引用する教育、管理、総合対策のことであろうか。索引にも項目がたてられていない。

210頁で「黒社会的組織」についての2000年の司法解釈が紹介され、そこで定義規定として「組織構造がわりあい緊密で、人数がわりあい多く、わりあい明確は組織者または指導者がおり、(略)、わりあい厳密な組織規律があること」と訳して紹介している。これら「わりあい」の原語は、わりあい緊密（「比較緊密」）、わりあい多く（「較多」）、わりあい明確（「比較明確」）、わりあい厳密（「較為嚴格」）である。この手の原文を訳すのは難しい。後ろの形容詞が二字（二音節）のときには語調を整えるために「比較」「較為」とし、一字（一音節）のときには同じく一音節で「較」となり、基本的な意味はかわらないので、これを「わりあい」と訳そうが、「比較的」と訳そうが、好みの問題ではある。しかしながら、「わりあい」と訳せば、やや日常の口語的な雰囲気を示すことになり、比較的と言え、それと比べれば文語的な雰囲気を示すことになる。この司法解釈は全体としてはあまりくだけた様子でもないので、無理に「わりあい」と訳す必要は無かったように思われる。また、下級裁判所からは、「人数がわりあい多く」とは何人くらいかという伺いが出そうな文言になっているので、この点についても言及が欲しかった（もし特段の情報が無ければ、無いことを含めて）。

（北海道大学出版会、2009年9月30日、はしがき・目次・凡例11頁、本文・あとがき・索引390頁）

【編集後記】

本号では2009年6月に東京大学で行われた「社会体制と法」研究会のテーマであった「裁判における法解釈と体制転換」を特集とし、報告者5名から論考をお寄せいただきました。

また、本号には投稿がありませんでしたが、藤田会員から重厚な論考をお寄せいただきました。

書評では林信夫・新田一郎編『法が生まれるとき』と滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』を、それぞれ非会員の菅原氏と赤城氏をお願いいたしました。また拙著『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』に対する高見澤会員の書評を掲載することもできました（本件をご提案・ご支持いただいた編集委員の皆様、そして執筆の労を執っていただいた高見澤会員に、僭越ながら一著者として、この場を借りて御礼を申し上げます）。

最後になりましたが、お忙しい中、スケジュール通りの進行にご協力いただいた執筆者の皆様、編集方針・作業についてご助言・ご指導いただいた編集委員の皆様、そして編集作業においてご尽力いただいた北海道大学生協同組合印刷情報サービス部・佐藤満様に御礼を申し上げます。

（坂口 一成）